

## 議案第 4 号

# 平成 17 年度事業計画決定の件

平成 17 年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業計画(案)を次のとおり策定したので、承認を求める。

## 平成 17 年度事業計画 (案)

### 第 1 はじめに

平成 17 年度事業を開始するにあたり、当法人の存在意義を再度確認する。

1999 年 12 月 22 日、当法人は社会的な期待を集めて設立をみた。その背景にあったのは、「成年後見人は財産管理や身上監護に関する知識や専門的能力だけでなく、本人の権利擁護のための幅広い知見を必要とする。これらの知識は個々の司法書士が徹底した研修を行えばある程度獲得できるかもしれない。しかし、実際に判断能力の不十分な人々を継続的に支援しようとするれば、公正な職務執行、執務指導体制、責任体制を保証し、さらに家庭裁判所を始めとする関係機関との連携が求められる。これは個々の司法書士がどんなに努力しても到底用意できない」であり、これが当法人設立の原点であった。

そこで、当時の日本司法書士連合会は成年後見業務を専門的に行わせるために別組織を作るという選択を行った。

では、成年後見制度が 5 周年を迎えようとしている今、その原点は変化したのか。組織に入らなくても個々の司法書士が十全に活動できるような環境は整備されたのか。5 年前と現在では、成年後見を巡る状況は基本的には一向に変わっていないと考える。むしろ、後見人の資質を始めとする諸問題が顕在化し、これを解決するためには組織の総力を結集した対応が必要との認識が一層深まっている。最近では、法人後見に取り組もうとする多くの自治体等が名乗りをあげており、当法人の法人後見のオピニオンリーダーとしての社会的役割もますます重要となっている。成年後見制度は課題が山積しているが、その解決はまさに組織の多様な潜在的な能力に求められているのである。

これを実証するかのように、司法書士以外の専門職能の間では組織を求める動きが活発化している。任意後見契約を多く受任している専門職能にあっては、その継続性を確保するため中間法人を設立した例もある。司法書士以外の職能においては、組織化がひとつの目標になっている点を注視する必要がある。

諸外国をみても、後見人はいずれかの組織に属し、一定のコントロールを受けて活動を続けている。組織が後見人の背後にあることにより本人の権利擁護体制が構築されるという仕組みの採

用は、まさにグローバルスタンダードと言えよう。

司法書士法施行規則第 31 条 2 号に、全ての司法書士が行える業務として「後見業務」が挙げられたが、成年後見制度は判断能力の不十分な人々の権利擁護のための制度であるため、登記業務や裁判事務とは業務の性質に顕著な違いが認められ、これらとは区別される職務執行や倫理が求められる。これを等閑視しての後見業務は「リスクが大きい」といわざるを得ない。確かに、一部の家庭裁判所では当法人に入会していない司法書士を選任している例も散見されるが、これはまだ家庭裁判所が後見業務の「リスク」に気づいていないことも要因の 1 つであると考えられる。

## 第 2 基本方針

1. 平成 17 年は、介護保険制度の見直しや、高齢者等の人権を擁護する虐待防止法案の議論が始まり、成年後見制度についても利用促進に向けた新たな位置づけがなされようとしている。他方、総合法律支援法を受けて設立が予定されている「日本司法支援センター」においても、高齢者・障害者等の権利擁護を図るためには成年後見制度の取り組みが不可欠とされている。信託についても、信託業法改正の付帯決議に「福祉型信託」の検討が織り込まれたことから、いかに成年後見制度との連携を図るかが大きな課題となっている。
2. このような状況に鑑み、本年度も関係機関との連携を強化し、良質な専門職後見人の供給団体としての役割、さらにナショナルセンターとしての機能を発揮させる活動をさらに充実させて引き続き行う。
3. 新事業としては、司法過疎地（離島等）における成年後見制度の説明会や相談会の開催等である。成年後見制度は、その利用が必要な方すべてに等しく用意されていなければならない。地理的条件等により、制度の利用が困難な方に対し、その利用機会と利用環境を整備するための事業を行う。各支部や NPO 法人、さらには必要に応じて地域の社会資源とも連携して行う。
4. 当法人に対する会員の業務報告書等の提供（以下「事件報告」という）が、個人情報保護法第 23 条に規定する第三者提供に該当するのではないかと危惧があり、所轄庁を通じて内閣府等との協議を重ねている。

成年後見制度は、日本の高齢社会、今後の障害者福祉の中で中核となる重要な制度である。判断能力が不十分となった方々への支援をどのように確保し担保するのかという「国のかたち」の問題であり、十分にその点を吟味した上で個人情報保護法の理念でもある個人情報の保護と本人の利益になる情報の適正な利用の視点を見失わないようにしなければならない。

なお、当法人の事件報告は、「高齢者・障害者等の権利擁護及び福祉の増進」を支えるために設計された中核的事業である。今年度は、これを機に事件報告や監督体制を含めた執務管理体制の見直しを行い、会員の執務支援に力を注ぎたい。

5. 事業の広がりに伴う支出の増加と支部会計に存する内部留保金等により、事務執行の状況には厳しいものがある。引き続き会員増強や事務局体制の整備を図るとともに、支出方法等の見直しに努める。

### 第3 具体的事業計画

当法人は、高齢者、障害者等の自己決定に基づいた安心な日常生活を支援することによって、高齢者、障害者等の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的としている。

平成17年度においても、前年度に引き続き、本人の権利擁護と福祉の増進、ひいては成年後見制度の普及と健全な発展という目的を達するために、以下の区分による具体的な事業を支部とも連携協力しながら行なうこととする。

1. 権利擁護の担い手である会員の執務支援及び組織運営に関する事業
2. 成年後見制度の普及に関する事業
3. 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業
4. 後見人の執務のあり方に関する事業

#### 1. 会員執務支援及び組織運営に関する事業

##### (1) 会員執務の支援

平成17年度においても、各支部の事業の活性化と会員各位の執務の質の向上を目指して、各ブロックにおいて、支部運営会議及び実務担当者会議の開催を行う。

そして、実務担当者会議の中で発表されたテーマについて、さらに、研究を掘り下げ、その成果を「実践成年後見」誌や日本成年後見法学会等で発表することも視野に入れて活動していきたい。また、昨年度に引き続き、制度改善小委員会を設置して、現行制度の問題点を検証し、「制度改善への提言」をとりまとめ、行政や関係機関、団体、会員等へ発信していきたい。

##### (2) 会員執務の管理

添付書類を含めた業務報告書の整備及び将来の業務報告書の検討

家庭裁判所等からの後見人等への就任依頼事件がさらに増加し、一人の会員が数件を、地域によっては5件～10件の後見事件を行なっている場合もあり、後見事務を遂行するだけで精一杯で業務報告書の作成・提出する時間の余裕がないとの声もあいかわらず多い。平成16年度には、多くの支部で業務報告書の提出頻度軽減に対する対応が取られ、業務報告書の作成・提出に要する時間が少しは軽減されたが、十分な解決にはつながっていない。

業務報告書の作成・提出することも後見事務の一貫と考えているため、主要かつ重要な後見事務内容の遂行状況が報告書の「今月の事務の内容」より判断できるよう、会員に適切な記載をお願いするとともに、当面は預貯金通帳や領収書の写し、業務日誌等の添付書類の整備を実施したい。その他、多くの会員が10件程度の後見事件を行っている可能性がある数年後における業務報告書の作成・提出の有り方を、当法人の立場と家庭裁判所に対する報告との関係並びに電子情報による業務報告書の有り方などを考慮し検討したい。

業務報告書の受付管理、執務管理事務等を中心とした支部に対する支援

(事件受託管理簿における本部・支部における様式の統一化のお願い)

平成16年度の最後に、支部における後見事件の受付管理と執務管理等の事務を確実に効率よく行なうため、本部が推奨する標準様式の報告書受付管理簿や後見事務等報告書調査票などを作成しFD(CD R)で配布した。今年度はこれらを利用した業務報告書の受

付管理、執務管理事務等が多く支部で実施できるよう支援したい。の執務管理事務の支部に対する一部委譲と合わせて支部を訪問し、多くの支部が業務報告書の受付管理や執務管理事務が実施できるよう支援したい。

#### 本部主催による後見人等の基本的事務および倫理に関する研修会の開催

平成 15 年度より開始した本部主催による倫理研修会は、平成 16 年度までに 32 の支部で開催できた。後見事件は、家庭裁判所等からの後見人等への就任依頼を中心にさらに増加し、当法人に対する期待が増加する一方で、会員の不適切な後見事務遂行の報告も増加している。この内には家庭裁判所からの就任依頼時に十分に事件内容を把握せず、後見人等に選任された後に事件内容の困難さが判明したことが要因の場合もある。そのため、倫理研修会だけでなく、後見人等に就任した直後からの事務遂行における基本的な考え方や注意事項に関する、本部主催による研修会を引き続き開催したい。

#### 執務管理事務の支部に対する一部委譲の実施

平成 16 年 12 月末に、『報告書の保管委託と執務管理事務の一部』を一定の要件を満たす支部に対し委譲することをお知らせし希望を確認した結果、執務管理体制が整備できることを条件とした支部を含めて平成 16 年度中に 8 支部からの希望があった。これまでの希望支部の執務管理体制や後見事務等報告書調査票の実施状況を調査・確認した結果、3 支部に対して平成 17 年 4 月から『報告書の保管委託と執務管理事務の一部』を委譲した。また、業務報告書の提出状況は満足するものであったが、執務管理において後見事務等報告書調査票の運用（使用）が十分でなかった 5 支部に対しては、今後の後見事務等報告書調査票の使用状況を確認して委譲したい。

#### 紙ベースによる業務報告書の保管のあり方

本部及び支部における業務報告書の保管場所が不足しているため、の電子情報による業務報告書が実施できるまでの紙ベースによる業務報告書の保管のあり方を、電磁的記録化（電子化）を中心とした方法で検討したい。

#### 電子情報による業務報告をおこなうための基盤整備事業の実施

会員の負担の軽減・利便性の向上を図るために、業務報告方法の 1 形態として業務支援ソフトを利用した電子情報による業務報告（以下「ネット報告」）の導入を前提とし、個人情報保護法の動向をふまえながら次の事業を行う。

- 1) ネット報告をおこなうための基盤の整備
- 2) ネット報告の実験的導入
- 3) 業務支援ソフトの普及に関する事業

支部から本部への事件数報告や後見事務受託内容報告におけるネット管理の検討

支部から本部への事件数報告については、前項の事業で併せて検討する。

#### 紛議調査委員会

本委員会は、会員、依頼人等間の紛争及び苦情に関する事実関係の調査を行う委員会として平成 16 年度にあらたに設置された。今後も後見等事件の増加や個人情報保護法の施行等の状況を踏まえ、その役割は、ますます重要になってくるものと考えられる。必要に応じて、当該事件における事実関係の調査、資料の収集、事情聴取等、対応していくことと

する。

### (3) 法人後見、法人後見監督への対応

法人後見も5年を経過し、相当数の案件を抱えるようになったが、残念ながら、まだ支部によっては法人後見を受託できる体制に無いところもある。家庭裁判所からの法人による後見業務依頼を断らざるを得ない状況を改善すべく、各支部と協議し前向きに取り組んでいきたい。

また、法人後見業務を行っている支部においても、報告書の提出が遅れているなど、本部・支部の指導監督不足と思われる事案が散見される。1支部における不手際が、1案件による不手際が、1個人による不手際が、法人全体に及ぼす影響を考慮し、各支部の法人後見組織を再構築する時期に来ていると考える。法人後見ハンドブック・法定後見版を一つの基本として、各支部と協調しながら他には無い法人後見システムを改善していきたい。

一方、任意後見分野では、有料老人ホームを中心に法人後見を行ってきたが、昨今様々な業態の法人がこの分野に進出しており、社会福祉の充実のためには喜ばしいことである。しかし、任意後見制度が健全に育っていくには、すべての法人に本人の権利擁護のための執務体制が求められていることを考えると、やはり、当法人がリーダーシップをとっていく必要があると考える。公益法人として、大きな法人として、色々な課題があるが、各支部、各関連団体、各協力団体との協力の下に前向きに進んでいきたい。

良い面でも悪い面でも法人後見が当法人に与える影響が非常に大きいことを肝に銘じて、今後の事業計画を下記のとおり展開することとする。

#### 本部組織の確立の推進

- ・支部からの法人後見等の承認申請に対するレスポンスを高める。
- ・不祥事予防のための監督・指導体制を徹底する。
- ・プロジェクト制を敷き、問題の早期解決を図る。

#### 支部組織の確立の推進

- ・支部法人後見委員会等を設置し、支部における監督・指導体制の確立を推進する。
- ・「法人後見ハンドブック・法定後見版」の浸透をはかり、支部における監督・指導体制を充実させるとともに、法人後見の必要性・可能性を探る。
- ・「法人後見ハンドブック・任意後見版」及び「法人後見ハンドブック・監督版」を作成し、支部における監督・指導体制の確立をバックアップする。

#### 本部・支部の情報の共有

- ・「法人後見ハンドブック・法定後見版」等により本部・支部・担当者の役割の明確化と情報の的確な把握を推進する。
- ・本部・支部間の情報・意識を共有するため、本部・支部間の連絡・交流を密にする。

本年度も、本部法人後見委員会に各支部の法人後見委員を招聘し、意見・情報の交換を深める。

- ・本部・支部の密接な情報交換のため、本部の担当制を強化する。

### (4) 研修等バックアップ体制の充実

会員である司法書士に対する社会や市民の期待に十分に応えるためには、質量とも充実した

実務研修・倫理研修を実施し続けることが必要である。当法人が行う成年後見業務に関する研修は、会員が、成年後見業務を行うために必要となる幅広い知識・新たな情報に触れ、これらを十分に習得して相談業務を含む日常の成年後見業務に活用することができるようにし、さらに様々な現場の声を知り、人権感覚を磨いていくために欠かすことのできないものである。

充実した研修を通して会員の後見事務を向上させ、社会や市民の期待に応えることができるようにするために、本年度も、研修教材の作成・改訂を行うとともに、研修講師の派遣要請に対応し、各地域における本部研修会の開催の企画等を行う。

研修教材（執務参考資料）の作成

- ( ) 「任意後見ハンドブック」の作成・会員への配布
- ( ) 「法定後見ハンドブック 2004」の改訂

各方面から一定の評価をいただき、多くの会員等に活用していただいている「法定後見ハンドブック 2004」の続編に当たる「任意後見ハンドブック」を、本年度は完成させ、会員に配布するとともに、「法定後見ハンドブック 2004」についても、民法等の法改正に対応した改訂版を作成し、会員に配布する。

支部研修等に対するバックアップ事業

- ( ) 本部主催（または本部支部共催）の研修会の開催
- ( ) 研修用ビデオの制作・各支部への配布

本部に報告していただいている各支部における研修の実施状況を分析したところ、ビデオを利用した講義形式の研修の実施報告の数が非常に多く、全体の3割程度を占めていることが判明した。そこで、ビデオを利用した研修の需要が高いことを考慮して、名簿登載申請時に必要となる必修科目を中心に、本部主催（または本部支部共催）の研修会を各地域において開催するとともに、その模様を収録した研修用ビデオを制作し、各支部に配布して、各支部における研修の量的充実の一助としたい。

日司連「特定分野研修」の企画

日本司法書士会連合会が毎年行っている「特定分野研修会」は、高度な専門家司法書士の育成を目的とする研修会であり、成年後見分野については、当法人こそが、高度な専門家司法書士の育成の推進役を果たすべきであるとの観点から、今年度も、同研修会の企画および講師派遣等を担当する予定である。

研修に関する規定等の見直し

平成15年度の「研修実施要綱」並びに「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」の改正に続き、昨年度は、「研修実施要綱」中のカリキュラム表に関する見直し作業を行い、研修に関する規定等についてひとつおりの整備を終えたところであるが、さらなる研修の充実及びこれによる会員の資質のさらなる向上のために、本年度も、研修に関する規定等の改善に関する検討を継続していく。

- (5) インターネットホームページの充実

ネット版後見ノート の作成に力を注ぐとともに、会員の意見交換等の場としてのインターネットホームページの充実を図る。

- (6) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿

各種情報の伝達手段として会員通信ならびに「月報司法書士」へ投稿を継続する。

## (7) 会員管理と事務局体制の充実

### 事務局の運営及び事務局体制の充実

平成 17 年 4 月 1 日現在、本法人の会員数は司法書士会員 3,360 名、司法書士法人会員 3 法人である。事業規模の拡大により、事務局が処理すべき事務量は膨大なものとなっているが、文書の電磁記録化などによって事務の効率化、スリム化を促進する。また、個人情報 の適正な取扱いの確保という要請に応えるため、総務委員会との連携強化とともに、事務局組織の整備・充実を図る。

### 本部支部間の連絡体制の強化

支部運営会議を効率的に開催して本部と支部との連絡体制を強化し、活動状況、問題点あるいは課題等につき協議を行い、それぞれの役割分担等を明確にする。

### 正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

良質な専門職後見人を多数供給する本法人に対する期待が高まるなか、家庭裁判所等からの推薦要請に過不足なく人材を供給するための対策が急務となっている。今般の入会金及び会費制度の見直しを契機として、日本司法書士会連合会や各司法書士会の全面的な協力を得ながら、正会員の入会促進と後見人等候補者名簿への登載を推進していく。

### 賛助会員及び寄付金の募集

本法人は、成年後見というあらたな公益の創造と普及に努める一方、高齢者・障害者の暮らしや財産管理を支える成年後見制度の受け皿組織として社会的にも高い評価を得ている。かかる本法人の事業に賛同する賛助会員を積極的に募集して財政面の支援をお願いするとともに、寄付金等の募集を行って財政基盤の強化を図る。

### 定款、諸規則、諸規程の整備

本法人組織の整備・拡充のため、必要に応じ、定款・規則・規程・基準等を整備していく。

### 各種名簿の管理

会員名簿・後見人等候補者名簿その他本法人が備える名簿を管理し、後見人等候補者名簿の登載者に対しては登載証明書の発行事務を行う。

### 包括補償保険制度の検討

現行の包括補償保険制度については、司法書士業務賠償責任保険制度との関係にも留意しながら、その補償範囲及び補償額に関する問題点等を検討し、必要な見直しを行う。

### 本部支部の統一的会計処理体制の確立

前年度まで各支部に導入を呼びかけていたインターネットを利用した会計処理システムについての完全実施をめざす。この各支部と本部との統一的な会計処理システムの構築により、公益事業を中心とした各事業にかかる予算の執行状況を正確に把握し、各支部における会計報告等の事務負担の軽減を実現することとしたい。

### 効果的財務態勢の確立

非営利法人に関する法改正、公益性の判断基準に関する動向等も踏まえ、公益性の高いより強固な財務会計態勢をめざすこととする。

財務改善アクションプラン3年目の総仕上げの段階として、公益事業を中心とした各事業についての適正かつ効果的な予算支出を実現するため、従前より検討しすでに一部実施してきた財務改善施策（事業に対応した支部事業費の交付等）の実施を目指す。

特に、支部における繰越金、事業への支出状況等について、問題点を整理し、次年度からの各支部への効果的な事業費支出方法を実現するため、支部への事業費の一律交付の見直し等、本部支部間の事業費支出の改善のための具体案を提示実施することとしたい。

(8) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

受託者である三菱信託銀行の委託を受けて、総務委員会が助成申込書の受付及び整理等の事務を行う。

(9) 業務審査委員会

定款上の本委員会の設置目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審議を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議していくこととする。2か月に1回を原則とした会議を開催する。

(10) 意思能力調査委員会準備室

法定後見の申立三類型の分類に関する研究

本人支援機能として後見制度を考えたとき、法定後見の申立においても、本人支援の立場に立った分類があるべきであり、代理権、同意権等の付与も考えられるべきとの考え方から研究をする。

任意後見契約能力に関する研究

実務においても、即効型の任意後見契約の問題が指摘されているが、そうした契約能力の問題点について、改めて検討を進める。

生活環境調査報告書アンケート結果の周知と利用促進

「生活環境調査報告書」の利用を通して、当法人会員による本人支援を促進するとともに、さらに改善を図っていきたい。

準備室のあり方の検討

前各号の研究・検討とともに「意思能力調査」の意味も含めて本準備室のあり方について、今後の方向性を検討する。

2. 成年後見制度の普及に関する事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

各支部において毎年実施している全国一斉無料成年後見相談会を、対外的な広報活動の一環として今年も継続実施する。

(2) 小冊子等の発行

「成年後見物語パート Ⅱ」の増刷をおこない、利用者に配布するなど一層の利用促進に務め、さらに「遺言と成年後見制度の普及事業」として開催される講演会や相談会のテキストとしても利用する。

なお、「いつもあなたのそばに」・「成年後見物語」については、必要なのに不足している支部、在庫を抱えて処分困っている支部等、各支部により事情が異なる。アンケート調査等

で実体を把握し支部在庫分の有効活用をおこなう。

(3) 書籍等の作成、出版

一般読者向け成年後見制度利用促進を目的とした書籍を作成・出版する。A4版150頁程度のものを予定している。

(4) 「成年後見と遺言」説明会の開催

前年度の実績をもとに、日本財団の助成を受け、全国各地50箇所の会場において、「成年後見と遺言」説明会を開催し、制度の普及に努める。

(5) 成年後見出前講座

対外的広報活動として、出張講座等を実施し、行政や関連団体及びマスコミ等への情報提供をより積極的に行い、当法人ならびに成年後見制度の利用促進に繋げていく。

(6) 成年後見制度普及フォーラムの実施

NHK厚生文化事業団の事業「NHKハートフォーラム」と連携し成年後見制度普及のためのフォーラムを実施する。現段階では、8月頃、群馬県での開催を予定している。

(7) 司法過疎地（離島等）における成年後見普及事業

高齢者や障害者の権利擁護のためには成年後見制度の利用が重要であるとの認識から、地理的条件により制度の活用が困難な地域においても、各支部とも連携しながら、制度利用が可能となるよう説明会や相談会の開催、地域の社会資源との連携などを行う。

### 3. 社会的インフラの整備に関する事業

(1) 成年後見人養成講座の開催

第三者後見人が増えつつあるとはいえ、全体の83%（前年は84%）を親族後見人が占めるのが実情である。従って、親族後見人に対する支援の一環としての養成講座の重要性は、なお一層高いものといえよう。これらの観点から、本年度は下記の項目に重点をおいた事業を展開したいと考える。

各支部において1回以上の成年後見人養成講座が開催されることを目指し、支部における養成講座開催の円滑な実施に資するため、本部から委員を派遣して、養成講座の開催を支援する。

運営委員会において、引き続き全国各支部における開催状況の整理分析を行い、より一層質の高い講座の開催に努める。

講座を開催した支部からの意見を取り入れ、昨年度行えなかった養成講座テキストの改訂を実施し、改訂版を5,000部作成すると共に、養成講座開催マニュアルを作成する。

昨年度に引き続き、養成講座を開催する支部に対しては、先着順に10支部まで1支部20万円を限度として助成する。

(2) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

現在までに構築してきた各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会などに積極的に関わっていくことにより、会員の執務環境が改善整備されるよう努める。

#### 4．後見人の執務のあり方に関する事業

##### (1) 日本成年後見法学会の活動支援

平成 15 年 11 月に設立された日本成年後見法学会の活動を委員や役員を派遣するなどの支援をするほか、学会活動の状況をみながら、柔軟に対応することとしたい。

##### (2) 「実践成年後見」誌の企画協力等

本誌の企画を通じて、後見事務等にかかわる実務上の問題点についての研究、情報交換、関係者相互の幅広いネットワークの構築を目指すとともに、多角的な幅広い意見・知識を本誌に反映させて、実務関係者に有益かつ最高レベルの情報提供を行うことができるような雑誌作りに協力する。

バックナンバーの売り切れがつづく現状に鑑み、将来の需要に応えるため、編集体制の充実を図る。具体的には、司法書士、弁護士、公証人、社会福祉士、学者からなる新編集委員会（編集ボード）を組織し、14号（2005年7月刊）より、専門家相互の叢智を結集できる共同編集の実現を図り、紙面のリニューアルを実施する。

##### (3) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

日司連「特定分野研修」の企画及び司法書士への研修会への呼びかけを行う。

また、自治体を含む各種団体からの研修講師等の派遣の依頼に対しては、依頼の趣旨及び依頼者の特性を考慮し、全国規模の団体または研修会の講師派遣の依頼については本部で対応し、地域的な団体または研修会の講師派遣の依頼については各支部で対応していく。